

豊橋市学校施設包括管理業務委託 プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

豊橋市学校施設包括管理業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

本業務は、学校施設を対象に建築物、設備及びその他の工作物の保守点検、修繕（以下「維持管理業務」という。）を民間事業者へ一括して委託することにより、均質かつ合理的な施設保全を推進し学校環境の質的向上と安全性の確保を図るとともに、施設保全情報の一元管理を通じて、従来の事後保全から予防保全への転換を図る戦略的な施設マネジメント手法を検証し、本市の既存ストックにおける今後の効果的な長寿命化を推進するための、施設保全に係る技術管理体制の確立を目指す。

本業務の遂行にあたっては、保守点検や修繕を行う地元の事業者を適切に活用する体制を整え、地域における施工・保守体制の維持及び災害時等の対応力の継続に配慮し、地域経済の持続的な発展への寄与に考慮する。

また、本業務に含む維持管理業務の範囲は、上述の目的を十分に得られるものに限るものとする。

(3) 業務内容

別紙「豊橋市学校施設包括管理業務委託 業務仕様書（案）」のとおり

(4) 契約期間

業務準備期間：契約締結の日から令和8年10月31日まで

業務期間：令和8年11月1日から令和13年9月30日まで

(5) 業務場所

豊橋市の指定する場所

(6) 契約上限金額

金2,301,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、契約金額のうち、令和8年度の支払い可能額は192,318千円、令和9年度から令和13年度までの合計の支払い可能額は2,108,682千円を上限とする。

なお、修繕等業務費については下表の金額を固定値（税抜）として見積額を提示すること。

単位：千円

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
83,000	200,000	200,000	200,000	200,000	100,000	983,000

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

プロポーザルの提案資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 本プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、令和8・9年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種「301. 建物等各種施設管理」について登録されていること。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、「豊橋市工事請負契約

等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間がないこと。

- (4) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除処置を受けていないこと。
- (5) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独または他の共同企業体の構成企業として、本プロポーザルに参加することができないものとする。
 - ア 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - イ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は、本業務の契約履行に関してすべての責任を負うものとする。
 - ウ 代表企業は上記(1)～(5)を、構成企業は上記(2)～(5)のすべての要件を満たしていること。

3 担当部局

所在地：〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1

担当部署：豊橋市教育委員会教育政策課

電話：0532-51-2807

ファックス：0532-56-5104

電子メールアドレス：kyoikuseisaku@city.toyohashi.lg.jp

4 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

<単独企業の場合>

ア 参加意向申出書(様式1-1)

イ 会社概要(様式2)

<共同企業体の場合>

ア 参加意向申出書(様式1-2)

イ 会社概要(様式2)

単独企業の場合と同様とし、全ての構成企業について提出すること

ウ 委任状(任意様式)

エ 共同企業体協定書(任意様式)の写し

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

電子メールで提出すること。

なお、電子メール送付後は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時必着

5 参加意向申出書の作成要領

参加意向申出書の様式は（様式1-1、様式1-2）、応募者の会社概要の様式は（様式2）に示すとおりとする。

6 参加意向申出に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

3 担当部局と同じ

(2) 質問期間

公告の日から令和8年5月14日（木）正午まで

(3) 質問方法

質問書（様式3）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。

なお、電子メール送付後は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答

令和8年5月18日（月）

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認すること。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/64583.htm>

7 提案資格の確認

提案資格の有無を確認後、提案資格確認結果及び提案書等の提出について、電子メールで通知する。

令和8年5月25日（月）通知予定

8 提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

以下の書類について、紙媒体（以下の部数を提出）及びPDFデータを提出すること。

ア 提案書鑑（様式4） 1部

イ 提案書（任意様式） 正本1部及び副本15部

ウ 見積書（様式5） 1部

エ 財務諸表等（任意様式） 16部

過去3年間の貸借対照表、損益計算書、銀行残高・借入証明書、法人税申告書等の写し
[税務署に提出した書類及び添付書類{経費内訳書、科目明細（売掛金、未払金等）}の写し]

※令和7年1月以降に電子申告により提出した法人税申告書等の写しについては、受信日時等を確認できる「受信通知」を添付すること。

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

紙媒体では持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）によるものとし、PDFデータは電子メールにより提出すること。

なお、提出書類のファイルサイズが大きくメール送付できない場合は、3 担当部局に連絡し、本市指定のファイル交換サービス（SmoothFile）にてデータを提出すること。なお、提出後は、提出した旨を電話連絡すること。

(4) 提出期限

令和8年6月8日（月）正午必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

9 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書の作成は、提案書作成要領を参照すること。

(2) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能とする。業務に係る作業は、提案書に記載された内容を仕様書に反映しつつ、豊橋市が提示する資料に基づいて、協議のうえ契約書を作成し開始することとする。

(3) 提案書記載上の留意事項

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

また、専門知識を有しない者でも分かりやすい表現を用いて記述すること。

イ 視覚的表現については、文章を補完するために利用を認める。

ウ 提案書に提案者を特定することができる内容の記述（社名やロゴ等）を記述しないこと。

エ 書類サイズは原則A4版とし、使用する文字の大きさは12ポイントとするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

(4) 提案書の無効

提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効にすることがある。

10 予想されるリスクと責任分担

本市と受託者の責任分担は、原則として下表によることとし、参加者は負担すべきリスクを想定した上で企画提案を行うこと。

	リスクの種類	リスクの内容	市	受託者
共通	法令等の変更	学校運営や本業務内容等に影響を及ぼす 法令等の変更	協議による	
	制度の変更	消費税の変更	○	

		受託者の利益に関わる税制の変更や新たな税の導入に関するもの		○	
		消費税のほか上記以外の税制の変更や新たな税の導入に関するもの	○		
	支払いの遅延・不能	受託者の責に帰すべき事由によるもの		○	
		市の責に帰すべき事由によるもの	○		
	事故発生（情報漏洩等を含む）	受託者の責に帰すべき事由によるもの		○	
		市の責に帰すべき事由によるもの	○		
		上記以外の理由によるもの	協議による		
	事業	業務の中止・延期	受託者の責に帰すべき事由によるもの		○
			市の責に帰すべき事由によるもの	○	
	継続	成果物に関する欠陥・不具合による契約不適合責任	提出した成果物に欠陥や想定と異なった部分の発覚によるもの		○
業務の引継ぎに関する費用		事業を次期受託者へ引き継ぐ場合を含む		○	
に関する事項	物価の変動	市中金利の変動、急激なインフレ・デフレ	協議による		
	上記に定めるもののほか不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、テロ、争乱、暴動その他の市又は受託者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）によるリスク	災害時や事故発生時に伴う施設の破損に関する対応		○	
		施設・設備・物品の復旧費用（ただし、市の所有するものに限る）	協議による		
		施設・設備・物品の復旧費用（ただし、受託者の所有するものに限る）		○	
		事業の中止・変更、延期等に伴う費用	協議による		
その他	施設・設備の損傷	受託者の管理瑕疵や故意・過失によるもの		○	
		施設・設備の設計、構造上の原因によるもの	○		
		上記以外の理由によるもの	協議による		

11 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）」に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の

対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

12 提案にあたっての質問及び回答

(1) 質問先

3 担当部局と同じ

(2) 質問期間

令和8年5月21日（木）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式3）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。

なお、電子メール送付後は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答

令和8年5月28日（木）までに参加資格が確認できた者すべてに対し、電子メールで回答する。

13 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「豊橋市学校施設包括管理業務委託プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 第一次評価（書面審査）

提案者が多数の場合には、提案書等の書面審査により第二次評価対象者として3者程度を選定する。なお、書類審査の際に不明点が生じた場合は本市から書面にて個別に質問をすることがある。

令和8年6月30日（火）一次評価結果通知予定

(2) 第二次評価（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和8年7月上旬

日時、場所及び留意事項等については一次評価結果と併せて電子メールで通知する。

なお、出席者は3名以内（うち1名は総括責任者とする。）とし、ヒアリング時間は1者あたり40分程度（説明15分、質疑25分程度）を予定している。

(3) 評価基準

別紙「豊橋市学校施設包括管理業務委託 評価基準」による。

(4) 資料等

プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書のみで行うこと。なお、実施にあたり、スクリーン及びプロジェクタについては、本市にて用意するが、パソコン、その他必要な機器については参加者で用意し、持参すること。

(5) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手續を行う。

イ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 評価委員会各委員の持ち点（400点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

なお、提案者が1者の場合は、評価項目「価格提案」を除く持ち点（350点）を合算した値の6割を最低基準点とする。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、審査項目の「2 業務体制・実施方針・提案内容」において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する。

14 評価結果に関する事項

(1) 評価結果

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を評価終了後、速やかに提案者へ電子メールで通知する。

(2) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(3) 非特定理由についての説明の請求先

3 担当部局と同じ

(4) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない。）以内の午前9時から午後5時までとする。

(5) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に行う。

15 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(4) 見積金額が契約上限金額を超える提案

(5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

16 契約の締結

(1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。

(2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について、契約上限価格の範囲内で協議し、確定するものとする。

(3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

イ 提案資格または提案内容が無効となったとき

ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

17 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式6）を持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで）に電子メールにより速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。